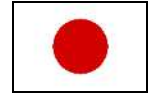




ウクライナ避難民支援募金の実施について



相模原市国際化推進委員会が、ウクライナから本市に避難された方を対象に、生活支援を目的とした一時金(1人につき10万円)を支給するに当たり、その原資とするため、次のとおりウクライナ避難民支援募金を実施します。

1 受付期間

令和5年3月31日(金)まで

2 募金の方法

口座振込

横浜銀行 相模原駅前支店 普通預金 6266766

口座名(フリガナ) 相模原市国際化推進委員会 (サガミハラシヨクサイクサイスシイカイ)

3 その他

所得税の控除については、対象外です。

なお、ウクライナ情勢への本市の対応については、別紙のとおりです。

相模原市国際化推進委員会とは

相模原市と諸外国都市との友好のための諸事業や市内に在住する外国人の支援のための諸事業を推進し、もって国際理解と協調に基づいた世界に開かれた地域づくりに寄与することを目的として活動する団体で、市内の40団体で構成されています。

問合せ先

国際課

(相模原市国際化推進委員会事務局)

直通電話 042-707-1569

1 ウクライナからの避難民の生活支援

本市では、市内民間企業等との連携のもと、ウクライナからの避難民の方が安心して生活いただけるよう、お住まいのほか、生活用品等の提供や就労支援を実施します。

2 ウクライナ人道支援寄附金の受付

ウクライナ情勢により、避難を余儀なくされるなど深刻な人道的危機に直面している人々を支援するために、「ウクライナ人道支援寄附金」を創設しました。

いただいた寄附金は、ウクライナ大使館を通じて現地での人道支援などに活用させていただきます。

寄附金は、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」または、国際課窓口等にて受け付けています。

3 ウクライナ人道危機救援金の受付

日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社、各国赤十字社が実施するウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、海外救援金を募集しています。

救援金は、市役所窓口（生活福祉課、各区役所及びまちづくりセンター）または、口座振込にて受け付けています。

4 市内中小企業者向けの「特別相談窓口」の開設

ウクライナ情勢の影響を受ける市内中小企業者を対象として、資金繰り等に関する相談を受け付けています。

5 平和意識の普及

ウクライナ情勢の一刻も早い終息を願い、一人ひとりが世界平和のために何ができるのかを考え、行動するきっかけとしていただくために、平和を願うメッセージの発信、シンボルマークの配布及び掲出等を実施しています。

※上記の詳細及びその他の取組は、以下のページをご覧ください。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/kokusai_kouryu/1024986.html